

基本方針2

意欲ある多様な担い手の確保・育成

〔担い手に関する方針〕

本市の農業は、大規模及び中小規模の専業農家、兼業農家、自給的農家など、多様な担い手により支えられていますが、高齢化や後継者不足などの課題があります。また、これまでは、農地の貸借、作業受委託、集落営農など、地域内での連携により農家の減少に対応してきましたが、今後さらに離農者が増加すると、担い手が農地を引き受けきれなくなる状況が考えられます。

この状況に対応するため、意欲ある担い手が営農を継続できる環境を整備し、地域内で農家間の連携体制を確立するとともに、多様な担い手を確保・育成し、また女性の活躍を促進することで持続可能な農業を目指します。

【施 策】

施 策	取 り 組 み
施策10 新規就農者・農業生産法人等の確保・育成	①幅広い多様な人材・企業の受入れ促進 ②担い手に育つまでの支援体制の整備
施策11 農業経営の確立	①農家の経営の安定化 ②農地集積・集約化の推進 ③経営の多角化の推進 ④他産業との連携の推進
施策12 農家の連携の強化	①地域複合経営の取り組み促進 ②作業ピーク時の労働力確保・作業省力化の推進 ③農業水路等の維持に関する共同作業の促進
施策13 女性農業者への支援	①女性の経営参画に向けた環境整備の推進 ②女性農業者の社会参画に向けた環境整備の推進

【施策の内容】

施策10 新規就農者・農業生産法人等の確保・育成

①幅広い多様な人材・企業の受入れ促進

将来にわたって本市の農業の発展を支える担い手となる人材や企業参入の受入れを促進します。

- 都市住民や定年退職者などが農業に参加する機会の確保・拡大を図ります。
- 新規企業参入の受入れ体制の整備を推進します。

②担い手に育つまでの支援体制の整備

新たに農業経営を営もうとする新規就農者に向けて、相談から就農、営農定着まできめ細やかな支援を行います。

- 就農希望者に対して、農地については農業委員会による斡旋や農地中間管理機構^{*20}による貸借を行い、技術・経営面については、普及指導センターや農業協同組合による重点的な指導を行うなど、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

※20：農地中間管理機構

- ◆農業者の高齢化の進行や耕作放棄地の増加等の状況を打破し、力強い農業を作っていくために、国では、今後10年間で、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）の農地利用が全農地の8割（現状（平成22（2010）年）は5割）を占める農業構造の実現を目指しています。そのため、担い手への農地の集積・集約化を加速化する目的で各都道府県に農地中間管理機構（農地集積バンク）が創設されました。
- ◆農地中間管理機構は、農地の出し手から農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行います。また、借り受けた農地を農地として維持・管理するとともに、耕作放棄地についても一定ルールのもとに借り受ける対象としているため、耕作放棄地の解消や発生抑制も期待されています。

施策11 農業経営の確立

①農家の経営の安定化

農家の経営安定化のための支援の推進を図り、担い手が今後も長く営農を続けられる環境づくりを進めます。

- 意欲のある農家については、対外的な信用力の向上などの利点を踏まえて、法人化への移行を促進します。
- 水田農業と園芸を組み合わせた個別複合経営等による経営の安定化に向けた支援を行います。

②農地集積・集約化の推進

地域の話し合いにより合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び集約を進め、規模拡大を図るとともに効率的な土地利用を図ります。

- 農業委員会や農地利用集積円滑化団体との連携により、意欲ある農家の掘り起しを促進し、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業^{*21}を活用して担い手への農地集積、集約を促進します。

※21：農地利用集積円滑化事業

- ◆農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成21（2009）年12月に施行された改正農地法により創設（農業経営基盤強化促進法に措置）された「農地所有者代理事業」「農地売買等事業」「研修等事業」の3事業のことです。
- ◆農地利用集積円滑化事業を行う主体（実施主体）を農地利用集積円滑化団体といいます。農地利用集積円滑化団体になることができるのは、市町村、市町村公社、農協、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等で、本市には6団体あります。

③経営の多角化の推進

農畜産物の生産の他、個別複合経営や加工等にも取り組む個別経営体の6次産業化による農業経営の多角化を推進します。

- 加工食品供給、地場農畜産物販路拡大のための新たな事業展開について、機械・施設整備等の支援を行います。

④他産業との連携の推進

他産業との連携により、6次産業化・農商工連携を進め、農産物の高付加価値化や農業所得の向上を促進します。

- 商工業者や女性グループなど多様な主体の参画による6次産業化への支援を行います。
- 農産物の付加価値向上、ブランド化から6次産業化・農商工連携を目指す農家の支援施設である「農業活性化研究センター」や食品加工技術や新商品のテストマーケティングなどの支援を行う「アグリパーク（食品加工支援センター）」を活用し、農業者の研究・開発から販路拡大まで幅広く支援します。
- 農産物加工に関するセミナーや補助事業などの支援及び食の技術コーディネーターや専門人材を活用した相談業務を継続して実施します。

施策12 農家の連携の強化

①地域複合経営^{※22}の取り組み促進

地域及び営農の実態に応じた地域複合の取り組みを推進するとともに、体制が整ったものについては法人化への誘導を図ります。

- 地域内で作業ピークの異なる作物を栽培する農家間で、労働力提供、農地の貸借、機械利用等において連携を図る地域複合経営を促進します。
- 地域での話し合いのもとオペレーターの育成、作業受委託を促進します。

※22：地域複合経営

◆ 地域の中で個別経営が連携し、土地、労働力、機械・施設等の農業資源を有効に利活用する地域農業の仕組みのことです。

◆ ある部門・作目に専門化した農家群と、これに関連する別の部門・作目に専門化した農家群が、経営的にはそれぞれ独立しながらも、生産・技術面で相互に補完・補合することにより専門化と複合化の利益をともに享受し、一定の地域の中で様々な経営的課題を解決していく仕組みで、このような取り組みから農業団体・法人へと発展することもあります。

②作業ピーク時の労働力確保・作業省力化の推進

生産者の作業負荷軽減・作業の省力化を図り、長く農業が続けられる環境づくりを推進します。

- 担い手農家、小規模な兼業農家、定年帰農者、土地持ち非農家等の地域の多様な農家などが連携し、農作業の受委託や作業ピーク時の労働力の提供に取り組むなど、地域内での連携強化を図ります。
- 生産現場におけるスマート化への取り組みなど、担い手のニーズに合わせてICT（情報通信技術）の導入を推進します。

③農業水路等の維持に関する共同作業の促進

農業用排水路や農道等の管理・保全活動を農家をはじめ、住民、関係団体、行政の参画により地域が一体となった活動を進めます。

- 多面的機能支払交付金を活用した活動を支援し、地域共同作業を推進します。

施策13 女性農業者への支援

①女性の経営参画に向けた環境整備の推進

女性が活躍しやすい環境を整備し、女性の経営参画を推進します。

- 各種研修会や会合等の機会を設け、生産・経営に関する知識・技術の習得を支援するとともに、経営者としての意識の醸成を図ります。
- 家族経営協定の締結により女性の経営参画を推進します。
- 農産物加工、販売などの女性の起業活動を支援します。

②女性農業者の社会参画に向けた環境整備の推進

- 農業に関する検討会や委員会への女性登用を進めるとともに、農業関係団体の役員登用などを促進します。
- 農村地域生活アドバイザーなどの女性リーダーの育成に努めます。